

5 全体評価及び勧告

(1) 全体評価

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、司法制度改革推進計画が閣議決定された平成13年度から23年度までの間に法曹人口が1.6倍に増加している（平成13年度2万1,864人→23年度3万5,159人）。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と司法試験、司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）が施行されたが、それらの連携については、法務省、最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成18年から23年までの間に、1万1,105人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者からも3,860人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加などの国民の法的サービスへのアクセスの改善の基盤整備等の効果がみられる。

一方、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、今回の調査により、以下のような課題がみられる。

- i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を3,000人程度とすることを目指すとされているが、22年の合格者数は2,133人、23年は2,069人と目標達成率は7割未満となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の2,000人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これによりOJTが不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数に関しては、これまでのところ目標値についての検討はされていない。
- ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、目標値（例えば約7～8割）が例示されている。しかし、法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率（累積合格率）は、司法試験受験者が既修者のみであった平成17年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、未修者も含む18年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても未修者が受験開始した平成19年は40.2%であったものが23年には23.5%に低下している。また、未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23年の合格率は既修者が35.4%であるのに対し未修者は16.2%となっている。
- iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成21年度から、法科大学院に対し、入学者選抜試験における適性試験の最低基準点の設定

や入学者選抜における競争倍率2倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めているほか、入学者の多様性の確保等を求めている。

しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等を行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。

文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化に自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学者数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学者数に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきであるとされており、文部科学省告示において、3割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成17年度には45.6%であったものが、23年には32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、未修者のみの削減や未修者の削減率が大きくなっており法科大学院の制度設計に反することがないように注意することが必要である。

iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、未修者教育の充実を促している。

厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル(第2次修正案)が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、既修者に比べて未修者は質の確保の観点で課題がみられる。未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなるおそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成24年3月現在、未修者教育の充実の

ため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討がなされているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

- v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が支出されており、文部科学省は、平成 24 年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率（2 倍未満）及び司法試験合格率（3 年連続して全国平均の半分未満等）の 2 つの指標の両方に該当することである。しかし、この見直し指標については、未修者の司法試験合格率が既修者に比べて低いことが、未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争性や教育の質の確保が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象としないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2 倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。
- vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われており、これについて、「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報の提供がされているが、採点実感に法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成 22 年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院終了後 5 年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

- vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成 23 年度で 4,252 人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した 38 法科大学院において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約 3 割となっており、5 年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約 3 割みられる。

(2) 勧告

1 法曹人口の拡大

司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。(法務省)

2 法科大学院教育

(1) 法科大学院教育の目標の達成状況

司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。(文部科学省)

(2) 入学者の質の確保

ア 適性試験の活用

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。(文部科学省)

イ 競争性の確保

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。(文部科学省)

ウ 入学定員の削減

法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。

その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないように、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。

また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。(文部科学省)

エ 多様性の確保

多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。(文部科学省)

(3) 修了者の質の確保

ア 厳格な成績評価

法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。

また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。

さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。(文部科学省)

イ 共通的な到達目標

法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。(文部科学省)

ウ 未修者対策

未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。(文部科学省)

(4) 公的支援の見直し

法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。

また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。(文部科学省)

3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。

各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。（法務省）

4 修了者等への支援策

法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。

修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。（文部科学省）